

郵便による転出届

(宛先)富士見市長

令和 年 月 日

私は、下記のとおり住所を異動しますので届出します。

新住所に住み始めた日 または、住む予定の日
令和 年 月 日

どちらかにチェックをしてください

- 個人番号カードでの転出(転出証明書の交付はありません)
(個人番号カードを持っている方)
- 転出証明書での転出
(個人番号カードを持っていない方)

※個人番号カードをお持ちの方も返信用封筒が
同封されている場合は転出証明書をお送りいたします。

届出人

届出人	住所	〒	日中連絡がしれる電話番号 ()
	フリガナ		
	氏名		

※ 今までの住所・世帯主 (アパート・マンション名、部屋番号等もご記入ください)

住所	富士見市	世帯主	
----	------	-----	--

※ 新しい住所・世帯主 (アパート・マンション名、部屋番号等もご記入ください)

住所		世帯主	
----	--	-----	--

● 住所が変わる方(届出人の方が住所を変更する場合もご記入ください)

フリガナ 氏名	性別	個人番号 カード	生年月日
	男・女	有無	明・大・昭・平・西暦 年 月 日
			年 月 日
	男・女	有無	明・大・昭・平・西暦 年 月 日
			年 月 日
	男・女	有無	明・大・昭・平・西暦 年 月 日
			年 月 日
	男・女	有無	明・大・昭・平・西暦 年 月 日
			年 月 日

◎ 下記の①②③を同封してください。(お急ぎの方は速達郵便を利用してください。)

- ① 郵便による転出届(本紙)
② 本人確認ができる身分証明書のコピー(個人番号カード、運転免許証、在留カード、パスポート、各種資格確認書等)
③ 返信用封筒(切手を貼り、届出人の住所と氏名を記入してください。なお、新住所地または旧住所地にしか郵送することはできません。)

※個人番号カードをお持ちの方はマイナポータルを

通じたオンライン転出届サービスもご利用いただけます。

(電子証明書の失効などによりオンラインで申請できない場合があります。)

郵便による転出届

(宛先)富士見市長

令和 7 年 2 月 20 日

私は、下記のとおり住所を異動しますので届出します。

新住所に住み始めた日
または、住む予定の日

令和 7 年 2 月 20 日

どちらかにチェックをしてください

個人番号カードでの転出(転出証明書の交付はありません)

(個人番号カードを持っている方)

転出証明書での転出

(個人番号カードを持っていない方)

※個人番号カードをお持ちの方も返信用封筒が

同封されている場合は転出証明書をお送りいたします。

届出人

届出人	住所	〒344-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1		
	フリガナ	フジミ タロウ		
	氏名	富士見 太郎		
※ 今までの住所・世帯主 (アパート・マンション名、部屋番号等もご記入ください)				
住所	富士見市 大字鶴馬 1800 番地の1		世帯主	富士見 太郎
※ 新しい住所・世帯主 (アパート・マンション名、部屋番号等もご記入ください)				
住所	○○県××市△△町1 丁目1番1号 ○○マンション 101 号室		世帯主	富士見 太郎

● 住所が変わった方(届出人の方が住所を変更する場合もご記入ください)

フリガナ	性別	個人番号カード	生年月日
氏名			
フジミ タロウ			明・大・昭・平・西暦 47年 4月 10日
富士見 太郎	男・女	有無	
フジミ ハナコ			明・大・昭・平・西暦 48年 2月 23日
富士見 花子	男・女	有無	
	男・女	有無	明・大・昭・平・西暦 年 月 日
	男・女	有無	明・大・昭・平・西暦 年 月 日
	男・女	有無	明・大・昭・平・西暦 年 月 日

◎ 下記の①②③を同封してください。(お急ぎの方は速達郵便を利用してください。)

① 郵便による転出届(本紙)

② 本人確認ができる身分証明書のコピー(個人番号カード、運転免許証、在留カード、パスポート、各種資格確認書等)

③ 返信用封筒(切手を貼り、届出人の住所と氏名を記入してください。なお、新住所地または旧住所地にしか郵送することはできません。)

※個人番号カードをお持ちの方はマイナポータルを

を通じたオンライン転出届サービスをご利用いただけます。

(電子証明書の失効などによりオンラインで申請できない場合があります。)

郵便による転出届

使いみち	富士見市から他市町村へ引っ越しされる方が、郵送にて転出届をするとき。
請求に必要なもの	<p>●<u>郵便による転出届</u></p> <p>●<u>本人確認ができる書類のコピー</u>（個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、各種資格確認書等）</p> <p>●<u>返信用封筒</u>（あらかじめ切手を貼り、宛先を記載したもの）</p> <p>※有効期間内の「個人番号カード」をお持ちの方は、返信用封筒は不要です。</p> <p><u>個人番号カードをお持ちの方はマイナポータルを通じたオンライン転出届サービスがご利用いただけます。</u></p> <p>*電子証明書の失効などにより上記サービスがご利用いただけない場合がございます。マイナポータルで対象外と表示された場合は郵送による転出や市役所・出張所窓口での手続きをお願いいたします。</p>
請求できる方	<p><u>本人または富士見市で同一世帯の方が請求できます。</u></p> <p><u>代理人が請求する場合は、下記市民課までお問い合わせください。</u></p>
個人番号カードの交付を受けている方	<p>転出する本人または転出する同一世帯の方の中で個人番号カードの交付を受けている方がいる場合、<u>原則転出証明書の交付はありません。</u></p> <p>新住所地への転入届の際は、<u>個人番号カードを持参し、暗証番号の入力が必要となります。</u></p> <p><u>※新住所に住み始めてから14日を経過した日、または届出に記載した転出予定日から30日を経過した日の、いずれか早い日以後に、新住所市町村へ転入の届出を出される場合は、転出証明書を交付しますので返信用封筒を同封してください。</u></p> <p>※個人番号カードとは、マイナンバーカードのことを指します。</p>
手数料	手数料はかかりません。
記入上の注意	<p>電話番号は<u>昼間連絡が取れるもの</u>。</p> <p><u>本人に送付するため新・旧の住所地以外には郵送できません。</u></p> <p>※この用紙は窓口申請には使えません。</p> <p>※記入漏れ、書類の添付漏れがある場合には転出証明書が交付できないこともあります。</p>
問合せ先	市民課市民係 049-252-7110（直通）
送付先	〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800-1 富士見市役所 市民課 宛